

人ト称シ未ダ学校ノ体裁ヲ為スニモアラザレバ卒業證書ヲ授与スルハ穩当ナラザルガ如シ傳習人中傳習ノ証ヲ受ケン事ヲ願フ者アルトキハ其証ヲ与フルノミニテ足ラン

〔手書き〕

〔回議書類〕明治十三年二月〜十五年六月上

この意見に基づき音楽取調掛は追加案を二項目に修正し、決定項とした。(前文書につづく。)

音楽傳習規則追加

- 一 音楽傳習期限ハ大凡一年ト定メ前半年間ハピアノ及唱歌ヲ研習セシメ後半年間ハ専ラ音楽教授ノ方法ヲ研習セシムヘシ
- 但學術進歩遲速ニ由リ其期限ニ伸縮ヲ生スル事アルベシ
- 一 傳習卒業ノ期ニ至リ傳習證書ヲ得ン事ヲ望ム者アルトキハ當掛ニ於テ其品行及學術検査ノ上之ヲ附與スル事アルベシ

(四) 音楽取調掛授業課目表 明治十四年十月作成

表中に「長年生」とあるのは、急いで一通りの伝習を終えさせるコースで、「少年生」は伝習の完成を期すコースであることを意味する。これは音楽取調掛の最も古いカリキュラムである。

音楽傳習教則

長年生之部

- 高等唱歌 一週五時 但一回一時ツ、
二重音ヨリ三重音ニ至ル唱歌樂譜読法旋律研究音声協否研究等
胡弓 一週三回 但一回三十分ツ、

唱歌掛圖其他學校用歌曲ノ練習

- 箏 一週三回 但一回四十五分ツ、
二重音唱歌唱歌掛圖初編其他學校用歌曲ノ練習及合彈練習
調絃 一週三時 但一回一時ツ、
長音階短音階旋律法及諸調移法等
洋琴 一週三回 但一回四十五分ツ、
教授本急読法バイアル氏洋琴教授本等
唱歌 温習 一週一時以上 但土曜日午後
週内學習スルトコロノ唱歌ヲ温習セシム
和聲學講義 一週三時 但一回一時ツ、
三和音轉回法及諸和絃進行ノ理等
唱歌教授法 一週六時 但一回一時ツ、
音樂指南 自一至終
複習 一週三時 但一回一時ツ、
諸樂器及唱歌ヲ複習セシム

少年生之部

- 唱歌 一週五時 但一回一時ツ、
複音三重音等ノ唱歌樂譜ノ暗射音階音調ノ移法等
洋琴 一週三回 但一回四十五分ツ、
バイアル氏教授本等
唱歌温習 一週一時以上 但土曜日午後
長年生ニ同シ
複習 一週十六時 但一日三時以下

專ラ洋琴練習ニ從事セシメ且唱歌ヲ復習セシム
傳習人在學中ハ左ノ諸項ヲ心得ベシ

一、音樂取調掛吏員及教員ヲ除クノ外何人ニテモ主任者ノ許可ヲ得ルニ非レハ他人ノ習樂室ニ入ルヲ許サス

一、傳習人ハ定時間ノ後教場習樂室或ハ應接室ニ留ルヲ得ス尤モ止ムヲ得サル事情アルトキハ教員ヨリ主任者ニ申出特許ヲ得テ留ル事ヲ得ヘシ

一、當所ハ毎日午前六時ヨリ午後六時ニテ開場スルモノトス故ニ主任者ノ許可ヲ得ルニ非レハ定時外ニ之ヲ開クヲ得ス

一、音樂傳習期限ハ大凡一年ト定メ前半年間ハ「ピアノ」及唱歌ヲ研習セシメ後半年間ハ專ラ音樂教授ノ方法を研習セシムヘシ

但學術進歩ノ遲速ニ由リ其期限ニ伸縮ヲ生スル事アルベシ
一、傳習卒業ノ期ニ至リ傳習證書ヲ得ン事ヲ望ム者アルトキハ當掛ニ於テ其品行及學術検査ノ上之ヲ附與スル事アルベシ

音樂取調所授業課目

月曜日

音樂指南講義 長年生徒 午前八時ヨリ同九時マデ 監事内田彌一
箏、胡弓教授 長年生徒 午前九時ヨリ同十時マデ 取調掛山瀨松

韻

復習 長年生徒 午前十時ヨリ同十一時十五分マデ

復習 少年生徒 午前八時ヨリ同十時三十分マデ

洋琴傳習 少年生徒 午前十時三十分ヨリ同十一時十五分マデ 教師

メーソン

高等唱歌傳習 助教及ビ長少生徒 午前十一時十五分ヨリ正午十二時マデ 教師メーソン

洋琴傳習 助教 午後一時ヨリ同二時マデ 教師メーソン
管絃樂傳習 助教及ビ別生徒 午後三時ヨリ同四時マデ 教師メーソン

火曜日

音樂指南講義 長年生徒 午前八時ヨリ同九時マデ 監事内田彌一
調絃教授 長年生徒 午前九時ヨリ同十時マデ 監事芝葛鎮 取調掛山瀨松韻

復習 長年生徒 午前十時ヨリ同十一時十五分マデ

復習 少年生徒 午前八時ヨリ同十一時十五分マデ
高等唱歌傳習 助教及ビ長少生徒 午前十一時十五分ヨリ正午十二時マデ 教師メーソン

和声講義

取調掛 午後二時ヨリ同四時マデ

水曜日

音樂指南講義 長年生徒 午前八時ヨリ同九時マデ 監事内田彌一
箏、胡弓教授 長年生徒 午前九時ヨリ同十時マデ 取調掛山瀨松

韻 助教中村專

復習 長年生徒 午前十時ヨリ同十一時十五分マデ

復習 少年生徒 午前八時ヨリ同十時三十分マデ

洋琴傳習 少年生徒 午前十時三十分ヨリ同十一時十五分マデ 教師メーソン

高等唱歌傳習 助教及ビ長少生徒 午前十一時十五分ヨリ正午十二時マデ 教師メーソン

洋琴傳習 長年生徒 午後一時ヨリ同二時マデ 教師メーソン

木曜日

音楽指南講義 長年生徒 午前八時ヨリ同九時マデ 監事内田彌一
調絃教授 長年生徒 午前九時ヨリ同十時マデ 監事芝葛鎮 取調

掛山瀨松韻

復習 長年生徒 午前十時ヨリ同十一時十五分マデ

復習 少年生徒 午前八時ヨリ同十一時十五分マデ

高等唱歌傳習 助教及ビ長少生徒 午前十一時十五分ヨリ正午十二時マデ 教師メーソン

和声講義 取調掛及ビ助教 午後一時ヨリ同二時マデ 教師メーソン

ン

集會 取調掛 午後二時ヨリ同四時マデ

金曜日

音楽指南講義 長年生徒 午前八時ヨリ同九時マデ 監事内田彌一
箏、胡弓教授 長年生徒 午前九時ヨリ同十時マデ 取調掛山瀨松

韻 助教中村專

復習 長年生徒 午前十時ヨリ同十一時十五分マデ

復習 少年生徒 午前八時ヨリ同十時三十分マデ

洋琴傳習 少年生徒 午前十時三十分ヨリ同十一時十五分マデ 教師メーソン

高等唱歌傳習 助教及ビ長少生徒 午前十一時十五分ヨリ正午十二時マデ 教師メーソン

洋琴傳習 長年生徒 午後一時ヨリ同二年マデ 教師メーソン

土曜日

音楽指南講義 長年生徒 午前八時ヨリ同九時マデ 監事内田彌一
調絃教授 長年生徒 午前九時ヨリ同十時マデ 監事芝葛鎮 取調

掛山瀨松韻

洋琴傳習 長年生徒 午前十時三十分ヨリ同十一時十五分マデ 教師メーソン

復習 少年生徒 午前八時ヨリ同十時マデ

和声講義 取調掛及ビ助教 午前十一時ヨリ正午十二時マデ 教師メーソン

唱歌傳習 全員 午後一時ヨリ同二時マデ 教師メーソン

集會 取調掛 午後二時ヨリ同四時マデ [手書き]

(『音監開申書類』明治十四年)

明治十四年十二月伊澤掛長は文部卿福岡孝弟に伝習人の状況を次のように報告した。またメーソンや助教たちが出向して唱歌の授業をいち早く開始した東京師範附属小学校、同女子師範附属小学校、学習院などの授業状況も合せて報告している。助教たちとは、十三年十月に入学した伝習生の中の中村專および雅楽部の伶人で、彼らは入所から半年後、助教として教壇に立った。

傳習人募集ノ事

本年傳習人ヲ募集セシハ一回ニシテ即チ二月上旬ニ在リ其召募ニ應スル者ヲ試験シ能ク試格ニ適スル者十二人ヲ得乃チ之ニ傳習假許可ヲ與フ爾後其勤學効アルヲ以テ四月ニ至リ本許可ヲ與ヘリ後更ニ諸縣下ヨリ召募ニ應セントスル者マタ少ナシトセズト雖其人員既ニ滿ルヲ以テ之ヲ許スヲ得ザリシハマタ遺憾トスルトコロナリ

傳習人進歩ノ現況

附洋琴及ビ管絃樂進歩ノ概略

傳習ノ業進歩ノ觀ルベキヲ致セシハ実ニ本年在リ前年ハ蓋シ本掛創置ニ際シ業頗ル試施ニ属スルヲ以テ演習ハ未ダ專攻スルトコロニアラザレバナリ然レドモ亦前年試施スル所ノモノ一トシテ本年進歩ノ基礎ヲ成立セザルモノナシ本年傳習人ノ顯然タル進歩ヲ占メシハ其聴力ニシテ之ヲ前年ニ比スレバ大ニ進達シ現時ハ概ネ高低全分ノ諸音ヲ聞別シ随テ能ク諸重音ノ唱歌ヲ為シ得ルニ至レリ又本年九月以降唱歌課程ヲ増シテ專ラ高等ノ唱歌ヲ演習セシメ以テ音聲ノ變轉活動ヲ聞別スル耳力ヲ練リ特ニ毎週三回和聲學ノ講義ヲ授ケ諸聲音ノ協不協及ビ其諸和絃ノ轉回進行等ノ理ヲ講求シ加フルニ音樂教授法ノ講義ヲ以テセリ此數課ノ教授ニ於ケルヤ且練リ且試ミルニ其功マタ既ニ著シキモノアリ蓋シ創業ノ際演習セシ所ノ唱歌ハ要スルニ簡單清純ニシテ其數モ亦少許ナリ故ニ未ダ音樂ノ眞味ヲ表出セザルモノアリ未ダ十分ノ雅興ヲ感發セザルモノアリ而ルニ高等唱歌和聲學音樂教授法ノ諸課ヲ開キヨシリ樂旨始メテ備ハリ演習佳興ヲ生ジ大ニ從來ノ面目ヲ改新スルニ至レリ

洋琴ノ傳習ハ聲音ノ聴力ヲ固定スルト樂譜ノ讀力ヲ増進スルトニ在ルヲ以テ凡ソ音樂ヲ學バントスル者ハ必ズ欠クベカラザルノ一科ナリ故ニ當掛ニ於テ之ヲ必習ノ學科ト定メ從來教養スル所ノ傳習人ヲシテ皆之ヲ學習セシメシガ當今ニ至リテハ其術大ニ進歩シテ教科本ニ諳熟スルハ勿論二人若クハ三人ノ連彈ヲモ為シ得ルニ至レリ又今日兩師範學校附屬小學及ビ幼稚園等ニ於テ唱歌ニ洋琴ヲ要スル分ハ傳習人ヲ以テ之ヲ試ルニ聊カ不都合ナキノ地位ニ進メリ

西國ノ音樂中最高ノ地位ヲ占ムルモノハ管絃樂トス故ニ本掛ニ於テハ本邦ノ雅樂ニ熟セル者其他音樂ニ才アル者ニ該樂ノ傳習ヲ施セシニ其進歩非常ニシテ屢中外人ヲ驚嘆セシムルニ至レリ本年五月皇后宮東京女子師範學校ニ行啓ノ節該校ノ需メニ應ジ本日之ヲ演セリ是レ即チ管絃樂ヲ高聴ニ供シタル濫觴ナリ

管絃樂傳習人中進歩ノ特ニ著シキハ伶官出身ノ輩ナリ我朝二千五百有餘年大統連綿タル國體ニシテ雅樂モ其成立ヲ之ト俱ニスルヲ以テ古來伶官ノ職アリ世々之ヲ襲ヘリ故ヲ以テ其耳力即チ音聲聞別力ノ鋭敏ナル事非常ナリ蓋シ音樂唱奏ノ細法ニ於テハ彼我東西ノ間小差ナキノ非ズト雖音聲發動ノ自然ニ於テハ古今天下ノ異ナルトコロナキヲ以テナリ是レ即チ雅樂ノ練習セル耳力ヲ以テ唱歌ヲ練習スルノ毫モ障ゲナキノミナラズナホ其進歩ノ特ニ較著ナル所以ナリ

現時教養スル所ノ傳習人ハ分チテ之ヲ二種トナシ一ヲ長年生一ヲ少年生ト為ス長年生ハ速成音樂師範生ニシテ來タル明治十五年二月ヲ期シ其業ヲ卒ヘ音樂教員ノ需メニ應ゼシムル目途ナリ少年生ハ猶多年ノ後ヲ期シテ音樂傳習ヲ完成セシムル者トス本年傳習人ヲ登用シテ傳習助教員ト為ス有五人アリ内男子傳習人四人女子傳習人一人

トス

巡回傳習ノ現況

東京師範學校ニ於テ傳習ヲ受クル者ハ本科二級生一組ナリ此生徒ハ現時專ラ唱歌教授法ヲ演習セリ是レ即チ本校本學期即チ九月以降ノ演習ニ係ルトコロナリ蓋シ教師ノ授業時間ニ之シキト生徒ノ課業ノ多キトニ因テ本校生徒ハ本科二級以下ニ在テハ唱歌ヲ學習スルヲ得ズマタ一級ニ至リテハ附属小學教授ヲ實際ニ練習スルヲ以テ為此科ヲ演習スルニ暇アラズ故ニ二級ニ在テ只一期間之ヲ演習スルノミナリ本校生徒一期六ヶ月ノ他ニ之ヲ演習スル能ハザルハ最モ遺憾トスト雖マタ教師ノ熱心ナルト生徒ノ勉強ナルトニ由テ僅カニ數閱月ニシテ能ク唱歌教授法ノ一端ヲ習得スルニ至リシハ寔トニ速成セル者ト云フベシ本校附属小學生徒ハ方今練聲体操ヲ演習シテ聲音ノ發作使用ヲ學ビ併セテ音階ヲ樂譜ニ直シ全音半音等ノ區別ヨリ樂鍵ノ變轉等ヲ學習セリ蓋シ前年ノ末ニ在テハ尚皆音階ノ高低昇降ヲ學ブニ過ギザリシガ既ニ此地位ニ進歩セシハ教師メーソン氏及ビ助教ノ盡力ト該校生徒ノ勤勉トニ因ルモノトス此生徒ハ傳習既ニ日アリトイヘドモ其少年ニシテ前途ノ長キヲ以テ傳習ノ方法緩ニシテ密ナルヲ旨トセリ是レ即チ目下ノ急成ヲ期セズシテ将来ノ大成ヲ謀ルニ由レリ

東京女子師範學校ニ於テハ本科豫科附属小學幼稚園諸生徒ヲ挙テ傳習セリ本校生徒ハ元來唱歌ヲ演習スル事既ニ久シク且女子ノ殊ニ唱歌ヲ好ム性アルヲ以テ其進歩モ亦實ニ速ヤカナルヲ覺ヘリ本科生ハ九月以降諸重音唱歌和聲學初歩及ビ音樂教授法ニ進メリ豫科生ハ

傳習上二等ニ分レ上等ハ既ニ諸重音唱歌初歩ニ入り下等ハ漸ヤク二ヶ月以來ノ傳習ニ係リ附属小學生ハ現今專ラ樂譜ニ由テ唱歌ノ演習ニ在リ之ヲ前年音階及ビ唱歌譜ノ記号ヲ演習セシ事情ニ比スレバ唱歌ノ教課ニ進ミシハ今年ニ在テ特ニ著シキモノ、如シ幼稚園唱歌ハ本年九月以降ノ演習ニ係ルトイヘドモ其進歩ノ見ルベキヲ致セシハ順序ノ整フト調子ノ揃フトニ在リ唱歌ノ効驗ノ幼稚發育上ニ及ビ身体ノ強健ヲ増シ心性ノ暢發ヲ促シ遊工遊戲ノ活作ヲ振興セシ等マタ日ニ顯然タリトイヘドモ此數件ノ如キハ該校將ニ上報スル所アラントスレバコ、ニ贅セズ

學習院ハ本年九月以降唱歌ヲ傳習シ其生徒ヲ三種ニ分チ長年生少年生及女子生トス長年生ハ長短嬰變等諸種ノ音聲ヲ演習シ專ラ高等唱歌ニ入ルノ初歩ヲ傳習セリ少年生ハ音階ノ伝習女子生ハ音階演習ニ於テナホ少年生ニ一步ヲ進メリ本院生徒ハ華族ノ子弟ニ係リ自ら美術上ニ於テハ高等ノ趣味ヲ有スル者ノ如ク隨テ其進歩モ大ニ觀ルベキモノアリ本掛ニ於テハ本院ノ需メニ應ジ助教員ヲ派出シテ唱歌ヲ傳習セシメ教師ハ時々其教授ヲ巡察スルニ過ギズ

來ル明治十五年二月音樂傳習人ヲ各府縣ニ募ルノ意見

夫レ音樂ヲ普通教科ニ導クハ頗ル至難ノ問題ナリキ然レドモ教師メーソン氏ヲ始メ當掛諸員ノ盡力ニ依リ非常ノ困難ヲ經古今東西ヲ斟酌シ新タニ試練スル所ノ業既ニ上文ノ好果ヲ結ベリ則チ音樂ヲ普通教科ニ導クノ針路略確定セリ而ルニナホ其實施ニ付一ノ困難ハ音樂教員ノ欠乏ナリ故ニ來ル明治十五年二月ヲ期シ音樂傳習人ヲ各府縣ニ募リ凡ソ二ケ年ノ學期ヲ以テ音樂師範科ヲ專攻セシメ以テ良教

員ヲ練リ其卒業ノ日ヲ以テ普ク之ヲ全國ノ師範學校ニ傳習シ漸次此
教科ヲ國の各學校ニ普及セン事冀望ニ堪ヘザルトコロナリ本件ハ既
ニ過日開申シテ裁定中ニ係ルモノナリト雖此報告ヲ捧クルニ臨シ謹
ンデ其概梗ヲ附陳スル事此ノ如シ

〔手書き〕

〔音監開申書類〕明治十四年

(五) 音楽取調掛規則および教則 明治十六年

この教科課程および教科細目は音楽学校の体裁を充分に備えたもの
で、明治二十年にほとんど手を加えることなく、東京音楽学校の教科課
程として移行した。東京音楽学校ではその後二十二年に新たな規則と教
則を制定している。

従来本掛ニ於テ傳習スルトコロノ業程ハ皆音楽取調事業上試施ス
ルトコロニ係リ一般ノ學校教科ト異ナルヲ以テ未タ確乎タル教則ヲ
定メ是ニ由テ遂次経進スベキ順序ヲ定メサリキ然リト雖トモ音楽取
調ノ事業漸ク緒ニ就クヲ以テマタ既ニ教則ヲ編成シ由テ以テ課程ヲ
設定セザルベカラザルニ至レリ是故ニ明治十五年八月廿四日ヲ以テ
教則編成ノ為メ會議ヲ開キ爾来十有餘日ニシテ音楽取調掛傳習生教
則東京師範學校本科唱歌教授細目」同附属小學校唱歌教授細目」東
京女子師範學校本科唱歌教授細目」同附属高等女學校唱歌教授細
目」同女兒小學校唱歌教授細目都合六種ノ教則ヲ編成セリ乃チ之カ
裁可ヲ仰キシニ其中音楽取調掛傳習生教則ハ同九月裁可ヲ経其他ハ
同十六年一月裁可ヲ経タリ後チ明治十六年二月音楽取調掛規則草按
ヲ属シ同廿四日ヲ以テ之ヲ稟申シ同六月廿八日裁定ヲ経テ制定スル
所即チ左ノ如シ

文部省音楽取調掛規則

第一章 總則

第一條 本掛ハ汎ク音楽ノ事項ヲ取調ベ學校用其他ノ唱歌楽曲ヲ撰
脩シ且其教方教則等ヲ審按調査スル所トス

第二條 前條ノ目的ヲ達セン為メ左ノ二項ヲ設ク

第一項 本掛中ニ音楽傳習生ヲ置キ音楽専門ノ諸學科ヲ修メシメ
以テ音楽ノ上進ヲ謀リ且將來取調ノ事業ニ就カシムベシ

第二項 東京師範學校及東京女子師範學校生徒ニ唱歌、箏、風琴、
等ヲ臨教シ以テ小學以下ノ唱歌ノ教授ニ任セシムベシ

但臨教ノ大綱ハ該學校ノ教則ニ據ルベシ

第三條 本掛ノ傳習生タル者ハ年齢十五年以上三十年以下ノ男子ニ

シテ品行端正身體健康略ホ普通ノ教育ヲ受ケタル者タルベシ

第四條 傳習生中品行端正學藝優等ノ者ニハ前一ケ年ノ勉強ニ依リ

試験ノ上手當金ヲ給與シ卒業ノ後本掛ヨリ奉職ヲ命スル事アルベ

シ

〔手書き〕〔音監經伺書類〕明治十七年上

總則第三條にあるように十六年から女子の入学が禁じられた。理由は
官立の教育機関で男女共学が許されていないからである。音楽取調掛だ
けは教育の内容上それを認めたが、やはり許し難いことなので男女どち
らか一方にしてはというのが文部省からの命令であった。そこで将来國
家のために役立つのは男子であるということから、女子を締め出すこと
となった。ところがそれも長く続かず、女子に教育音楽は適しており、
かつ必要であるという見解から、二十年三月には女子の入学が復活し、
その後の東京音楽学校は官立唯一の男女共学学校となった。十六年から
女子の入学を禁じたとはいえ、在校生のほぼ半数は女子伝習生である。
伊澤掛長は伝習生に発行した「音楽伝習(男生徒)取締心得」の第一條で